

様式2 (法第10条第2項関係)

社福第412号  
平成28年9月12日  
(社会福祉課扱い)

社会福祉法人輪光福祉会  
理事長 山内大宣 様

鹿児島県知事 三反園訓



生活困窮者就労訓練事業認定通知書

平成28年9月5日付けで申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第2項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	社会福祉法人輪光福祉会 鹿児島県曾於市末吉町岩崎971番地1 理事長 山内大宣	
認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地	特別養護老人ホーム輪光無量寿園 鹿児島県曾於市末吉町岩崎971番地1	
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容	3名 各業務(介護・調理・清掃等)補助及び就労訓練(食事介助・排泄介助・入浴介助等)	
当該認定に関する事項	認定年月日	平成28年9月12日
	認定番号	4621790104

注) 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。また、第2種社会福祉事業として実施する場合、開始、変更又は廃止について、一か月以内に、それぞれ社会福祉法に基づく届出が必要となります。